

札幌市告示第 634号

札幌市交通局告示第 36号

札幌市水道局告示第 27号

札幌市病院局告示第 17号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項に基づき、令和7年度において札幌市（交通局、水道局及び病院局を含む。）が発注する工事の請負、建設関連サービス業務であって、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束（以下「協定等」という。）の適用を受けるものに係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加するものに必要な資格を定めたので、協定等並びに札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第2条第3項、同第14条第2項、札幌市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年規則第79号）第3条（第14条において準用する場合を含む。）、札幌市交通局契約規則（平成4年交通局規則第17号）第2条第3項、同第14条第2項、札幌市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年交通局規則第11号）第3条（第14条において準用する場合を含む。）、札幌市水道局契約規則（平成4年水道局規則第9号）第2条第3項、同第14条第2項、札幌市水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年水道局規則第11号）第3条（第14条において準用する場合を含む。）、札幌市病院局契約規則（平成18年病院局規則第32号）第2条第3項、同第14条第2項及び札幌市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年病院局規則第33号）第3条（第14条において準用する場合を含む。）に基づき、下記のとおり告示する。

令和7年2月13日

札幌市長 秋元 克広

札幌市交通事業管理者

交通局長 芝井 静男

札幌市水道事業管理者

水道局長 村瀬 利英

札幌市病院事業管理者

病院局長 西川 秀司

記

1 競争入札に参加できない者

次の各号のいずれかに該当する者は参加資格の審査を申請することができない。

(1) 特別の理由がある場合を除くほか、次のいずれかに該当する者

ア 契約を締結する能力を有しない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 役員等（申出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、申出者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質

的に関与している者を、申出者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる者

エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(2) 札幌市との入札及び契約等において、次のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者。ただし、その事実があった後、既に3年を経過した者、又はこれらの事由により既に札幌市競争入札参加停止等措置要領(平成14年4月26日財政局理事決裁)に基づく参加停止の措置を受けた者については、この限りでない。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ 競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 直前1期の決算(事業年度に基づく決算。当該期の会計期間が12月に満たない場合は直前2期の決算)における製造、販売、請負等の実績高がない者

(4) 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2年を経過しない者

(5) 市区町村税又は消費税・地方消費税を滞納している者

2 参加資格審査申請に必要な資格要件

(1) 「工事」を申請する者

ア 申請工種において、別表1に掲げる工種別に対応する建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定に基づく許可(以下「建設業許可」という。)を受けていること。なお、資格の登録有効期間を通じて支店長等の代理人に契約締結権限等を委任する場合は、委任先の支店等営業所について別表1に掲げる申請工種に対応する建設業を営業する旨の建設業許可申請を行っていること。

イ 申請工種において、建設業法第27条の23第1項の規定に基づく経営事項審査を受けていること。なお、経営事項審査については、総合評定値(P点)を請求し、その通知を受けていること。

ウ 「建設関連サービス業」のうち、建築設計・監理業、土木設計・監理業、橋梁設計・監理業、設備設計・監理業のいずれかに申請又は登録をしていないこと。

エ 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の適用事業所となっていることについて関係機関に届出を行っている者であること（ただし、届出を行う義務のない者を除く）。

(2) 「建設関連サービス」を申請する者

ア 測量業に申請するものにおいては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条に規定されている測量業者の登録をしていること。

イ 建築設計・監理業に申請するものにおいては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に規定されている建築士事務所の登録をしていること。

ウ 建築設計・監理業、土木設計・監理業、橋梁設計・監理業、設備設計・監理業のいずれかに申請するものにおいては、「工事」に申請又は登録をしていないこと。

3 申請できる工種

(1) 工事

別表1に掲げる工種のうち、協定等の適用を受ける契約に係るものに限る。

(2) 建設関連サービス

測量業、地質調査業、建築設計・監理業、土木設計・監理業、橋梁設計・監理業、設備設計・監理業、建設関連調査サービス業のうち、協定等の適用を受ける契約に係るものに限る。

4 参加資格の審査

参加資格は、札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領（平成14年9月18日財政局理事決裁）第7条に規定する経営規模等審査基準に基づき審査し、等級区分のある工種及び業種における競争入札参加者の等級格付に当たっては、それぞれ算出する点数の総合点により定めるものとする。

なお、経営規模等審査基準に基づく審査数値は公表することがある。

5 参加資格の審査基準日

申請日

6 申請方法等

(1) 申請方法

下記(5)に掲げる書類を提出する方法による。

(2) 受付期間

告示日から令和8年3月31日（火）まで

（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）

(3) 受付時間

午前9時00分から正午まで及び午後1時00分から午後5時00分まで

(4) 受付場所

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所14階 財政局管財部契約管理課

(5) 提出書類

下記アの書類を提出すること。また、申請する契約案件区分により、下記イ、ウの書類についても提出すること。ただし、令和7・8年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）に登録のある者が工種・業種の追加を申請する場合は、ア(イ)、ア(エ)～(ク)、イ(イ)～(ウ)、イ(カ)～(ケ)及びウ(ア)については、前回提出時より変更又は更新がない場合に限り、省略できるものとする。

ア 共通必要書類

- (ア) 添付書類一覧表
- (イ) 誓約書
- (ウ) 登記事項証明書（個人の場合は身分証明書）等（写し可）
- (エ) 納税証明書（市区町村税、消費税及び地方消費税）（写し可）
- (オ) 委任状（契約締結権限等を委任する場合のみ）
- (カ) 使用印鑑届出書
- (キ) 口座振替依頼書
- (ク) 組合員名簿（組合等のみ）（写し可）

イ 「工事」を申請する者

- (ア) 経営事項審査結果の通知書（写し）
- (イ) 建設業許可通知書（写し）
- (ウ) 別表2に掲げる雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入確認書類
- (エ) 工事申請工種別・完成工事高内訳表
- (オ) 工事元請実績に係る契約書等（土木、下水道、舗装、造園、建築、電気、管の工種に申請する場合であって審査基準日より過去5年間にしゅん功している当該工種の元請工事の1件当たりの最高金額が一般競争入札参加資格のガイドライン（平成15年9月18日財政局管財部長決裁）別表1の当該工種及び等級に対応する下限金額以上の場合のみ。ただし、既にA又はA1に格付けられている工種については不要）（写し）
- (カ) サッポロQMSの登録証（サッポロQMSを取得している者のみ）（写し）
- (キ) 災害時応急活動に従事する協定書（写し）又は同協定を締結する団体が発行する加入証明書あるいは同等の事実が確認できる書類（札幌市との間で災害時応急活動に従事する協定を締結している者又は当該協定を締結している団体に所属し災害時応急活動等に対し一定の役割を果たす者のみ）
- (ク) 次に規定する札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業認証の認証書（札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業認証を受けている場合のみ）（写し）
 - a 常時雇用する労働者が101人以上の場合、ステップ3先進取組企業認証の認証書
 - b 常時雇用する労働者が100人以下の場合、ステップ2行動計画策定企業認証又はステップ3先進取組企業認証の認証書
- (ケ) 札幌SDGs企業登録証明書（写）
- (コ) 札幌保護観察所長が発行する協力雇用主活動実績証明書（札幌保護観察所に協力雇用主として登録され資格審査の実施ごとに告示により定める審査基準日から起算して過去2年間に保護観察対象者等を雇用した実績、保護観察対象者等を対象とした職場体験講習又は事業所見学会を実施した実績のある者のみ）

ウ 「建設関連サービス業」を申請する者

- (ア) 財務諸表（格付けのある業種に申請する場合は省略できないものとする。）（写し可）
- (イ) 許可、免許、登録等の証明書（測量業、建築設計・監理業に申請する場合のみ）（写し可）

(6) 申請において使用する言語

申請に使用する言語は日本語とする。なお、提出書類のうち外国語で記載された事項については、日本語の訳文を付記又は添付すること。

7 参加資格の決定通知等

参加資格の審査の結果、参加資格を有すると決定したときは、競争入札参加資格認定通知書により通知し、参加資格を有しないと決定したときは、競争入札参加資格不認定通知書により通知する。

なお、協定等の適用を受ける契約に係る入札書を提出しなかった場合は、参加資格の認定を無効とする。

8 参加資格の有効期間

告示日から令和7年3月31日までに協定等の適用を受ける契約に係る入札書を提出したものについては、令和7年4月1日から令和9年3月31日まで、令和7年4月1日以降に資格決定したものについては、協定等の適用を受ける契約に係る入札書を提出した日から令和9年3月31日まで

有効期間満了後引き続き競争入札参加資格を得ようとする者は、次期の競争入札参加資格審査の告示に基づき申請すること。

9 参加資格の取り消し

上記1（3）を除く。）に該当することとなったときは、参加資格を取り消す場合がある。また、次の各号に該当することとなったときも同様とする。

- (1) 競争入札の参加資格申請において虚偽の申請をした者
- (2) 法令の規定による許可、免許、登録等を必要とする場合において、当該許可、免許、登録等を有しないこととなった者

10 問い合わせ先

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市財政局管財部契約管理課（電話 011-211-2152）

工 事 の 資 格 要 件

- 申請工種に対応する建設業許可並びに経営事項審査及び総合評定値の通知を受けていることが必要です。

申請工種	必要な建設業許可並びに経営事項審査及び総合評定値の通知
土 木	土木工事業 とび・土工工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業 解体工事業 ※ ただし、水道施設工事業のみ又は解体工事業のみでは、土木の申請はできません。①うち、いずれかの建設業許可並びに経営事項審査及び総合評定値の通知を受けていることが併せて必要です。
下 水 道	土木工事業 ② とび・土工工事業 解体工事業 ※ 原則②が必要です。ただし、汚水枡工事のみを希望される場合はとび・土工工事業のみでも申請できます。なお、解体工事業のみでは、下水道の申請はできません。
舗 装	舗装工事業
造 園	造園工事業
建 築	建築工事業 とび・土工工事業 大工工事業 解体工事業 ※ ただし、解体工事業のみでは、建築の申請はできません。③うち、いずれかの建設業許可並びに経営事項審査及び総合評定値の通知を受けていることが併せて必要です。
電 気	電気工事業
管	管工事業 さく井工事業 消防施設工事業 水道施設工事業 ※ ただし、水道施設工事業のみでは、管の申請はできません。④のうち、いずれかの建設業許可並びに経営事項審査及び総合評定値の通知を受けていることが併せて必要です。
鉄骨・橋梁	鋼構造物工事業
機械設備	機械器具設置工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業
塗 装	塗装工事業
防 水	防水工事業
建 具	建具工事業 内装仕上工事業
通 信	電気通信工事業 消防施設工事業
石	石工事業
タイル・れんが・ブロック	タイル・れんが・ブロック工事業
ガ ラ ス	ガラス工事業
板 金	板金工事業
屋 根	屋根工事業
鉄 筋	鉄筋工事業
熱 絶 縁	熱絶縁工事業
左 官	左官工事業

雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入確認書類

必要書類	
経営事項審査結果の通知書（写し） <u>ただし、次の一に該当する者は、保険の種類ごとに下表のいずれかの書類を提出しなければならない。</u> (1) 経営事項審査結果の通知書の「雇用保険の加入の有無」若しくは「健康保険及び厚生年金保険の加入の有無」の欄が「<u>無</u>」になっている事業者 (2) 「<u>道路維持除雪業</u>」のみに申請する事業者で、<u>経営事項審査結果の通知書がない者</u>	
保険種類	必要書類
雇用保険	1 労働保険料の領収書（写し） 労働局又は労働保険事務組合発行のもの
	2 雇用保険適用事業所設置届（事業者控えの写し） ※最近加入した場合
	3 加入義務がないことの申出書 ※加入義務がない場合
健康保険 及び 厚生年金保険	1 年金事務所発行の保険料納入告知額・領収済額通知書（写し） ※全国健康保険協会に加入している 場合
	2 健康保険組合の保険料の領収書及び 厚生年金保険の領収書（それぞれ写し） ※健康保険組合に加入している場合
	3 建設国保加入証明書（原本）及び 厚生年金保険の領収書（写し） ※建設国保組合に加入している場合
	4 健康保険・厚生年金保険新規適用届（事業者控えの写し） ※最近加入された場合
	5 加入義務がないことの申出書 ※加入義務がない場合